

有事関連 7 法案に反対する意見書についての提案理由（要旨）

2004 年 3 月議会

2004/3/22

小泉内閣は、昨年成立した、武力攻撃事態法をはじめとする有事法制にそくして米軍支援の内容を具体化することを目的とした有事関連 7 法案を今国会に提出しました。これは、99 年の周辺事態法は、自衛隊による米軍支援を「後方地域」に限るとともに、武器・弾薬の提供はできないことにしていましたが、今回の有事関連法案は、自衛隊による米軍支援の地域的制約を取り払い、米軍に弾薬を提供することも明記し、さらに、米軍の不利益になる物資の運搬を阻止できるように、公海上で船舶を自衛隊が武力で威嚇し、検査に応じない場合は船体射撃など武力行使を行うことも定めています。

また、周辺事態法では、自治体が管理する港湾や空港を米軍が使おうとする場合、国が自治体に「協力を求める」ことにしており、使用を強制できるような仕組みではありませんでしたが、有事関連法案では、米軍に「優先的な利用」をはかり、空港や港湾を管理する自治体が反対しても、内閣府の権限で強制使用できるとなっています。

さらに重大なのは、「国民保護」の名のもとに国民の土地や家屋、物資を強制的に取り上げること、医療や輸送にたずさわる労働者を強制動員すること、テレビなどの報道を規制することなど詳細な内容が盛り込まれました。しかも、これらについて政府の命令に従わない国民に広範な罰則を科すものになっています。

そして、これらは、周辺事態法によって後方支援に派遣されている自衛隊艦船も「わが国」にあたり、「武力攻撃予測事態」に遭遇すれば、発動することになります。

このように、有事関連 7 法案は、アメリカの引き起こす戦争に自衛隊を参戦させるばかりか、国民を総動員して協力させる体制を確立しようとするものであり、県民の安全と財産を守る立場からも、この有事関連 7 法案に反対する意見書を提案するものです。